

### 3 自立支援給付等で受けられるサービス

障害者総合支援法に基づく自立支援給付（介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付・計画相談支援給付等）に係る支給決定、児童福祉法に基づく障害児通所給付、障害児入所給付又は障害児相談支援給付に係る支給決定を受けることにより、各法律で定められた各種サービスを受けることができます。

※ 各種サービスを提供する指定事業者・施設は、p92～144 を参照してください。

#### 1. 自立支援給付で受けられるサービス **共通**

介護給付	居宅介護	[p92～104]	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	[p92～104]	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	同行援護	[p92～104]	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代読・代筆を含む）、移動の援護等の外出支援を行います
	行動援護	[p92～104]	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援		介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	短期入所	[p119～122]	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	[p105～118]	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	[p126～127]	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援	[p105～118]	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	[p105～118]	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	[p105～118]	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型=雇用型、B型=非雇用型）	[p105～118]	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助（グループホーム）	[p123～125]	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います
地域相談支援給付	地域移行支援	[p128～135]	入所・入院している人のうち、地域生活への移行のための支援を行います
	地域定着支援	[p128～135]	居宅で単身等で生活する人のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保など緊急時等に相談や必要な支援を行います
計画相談支援給付	計画相談支援	[p128～135]	障害福祉サービスを適切に利用できるようサービス利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者等との連絡調整を行います

## 2. 障害児通所給付、障害児入所給付及び障害児相談支援給付で受けられるサービス **児童**

障害児通所給付	児童発達支援	[p136~144]	児童発達支援センターその他の施設にて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	医療型児童発達支援	[p136~144]	肢体不自由児に対し、医療型児童発達支援センター等にて、児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	[p136~144]	学校教育法に規定する学校に就学している児童に対し、授業終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の施設にて生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
	保育所等訪問支援	[p136~144]	障がい児が通う保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。
障害児入所給付	福祉型障害児入所施設	[p136~144]	知的障がい児等を入所させ、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能の付与等を行います
	医療型障害児入所施設	[p136~144]	肢体不自由児や重症心身障がい児等を入所させ、保護、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。
障害児相談支援給付	障害児相談支援	[p136~144]	障害児通所支援を適切に利用できるよう障害児支援利用計画の作成や見直しを行うとともに、指定事業者との連絡調整等を行います

※ 上記サービスを提供する指定事業者・施設に関する基本的な情報は、在住する市町村窓口または、下記のURLで確認ができます。

<http://www.wam.go.jp/> (独立行政法人福祉医療機構が運営する指定事業者・施設の情報提供ページです。)

## 3. 相談支援について **共通**

### ①指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所【計画相談支援】

障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業所及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所は、障害福祉サービス等の利用をしようとする障がい者又は障がい児の保護者（以下「利用者」という。）が、自立支援給付又は障害児通所給付の支給決定を受けるにあたり、障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、支給決定に係る障がい者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者等を定めた計画（サービス等利用計画）の案を利用者の依頼により作成するとともに、支給決定後はサービス事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成します。

また、支給決定の有効期間内において継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうか、利用状況の検証等によりサービス等利用計画の見直しを行います。

\* 指定については、事業所の所在地となる市町村長が行っています。

### ②指定一般相談支援事業所【地域相談支援】

障害者総合支援法に基づく指定一般相談支援事業所は、障害者支援施設等に入所している障がい者、精神科病院に入院している精神障がい者又はその他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。（地域移行支援）

また、居宅において単身等で生活する障がい者について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行います。（地域定着支援）

\* 指定については、県知事（岐阜市に所在する事業所の場合は岐阜市長）が行っています。

相談支援の利用については、居住地の市役所・町村役場又は各指定（一般・特定・障害児）相談支援事業者にお問い合わせください。

#### **問** 市役所及び町村役場

各指定（一般・特定・障害児）相談支援事業者  
 （指定（特定・障害児・一般）相談支援事業者については p136~143 を参照してください。）

障害者総合支援法に基づき、障害者福祉サービスの提供において、難病358疾患が対象となっています。サービスを受けるためには、お住まいの市町村に、事前にサービス利用申請が必要になります。サービスを提供する指定事業者・施設は、p93～p145を参照し、お問い合わせください。

○障害福祉サービス等の対象となる難病一覧（358疾病）

1	アイカルディ症候群	37	エーラス・ダンロス症候群	73	強皮症
2	アイザックス症候群	38	エプスタイン症候群	74	巨細胞性動脈炎
3	I g A腎症	39	エプスタイン病	75	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
4	I g G 4 関連疾患	40	エマヌエル症候群	76	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
5	亜急性硬化性全脳炎	41	遠位型ミオパチー	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
6	アジソン病	42	円錐角膜	78	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
7	アッシュャー症候群	43	黄色靭帯骨化症	79	筋萎縮性側索硬化症
8	アトピー性脊髄炎	44	黄斑ジストロフィー	80	筋型糖尿病
9	アペール症候群	45	大田原症候群	81	筋ジストロフィー
10	アミロイドーシス	46	オクシピタル・ホーン症候群	82	クッシング病
11	アラジール症候群	47	オスラー病	83	クリオピリン関連周期熱症候群
12	有馬症候群	48	カーニー複合	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
13	アルポート症候群	49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	85	クルーゼン症候群
14	アレキサンダー病	50	潰瘍性大腸炎	86	グルコーストランスポーター1欠損症
15	アンジェルマン症候群	51	下垂体前葉機能低下症	87	グルタル酸血症1型
16	アントレー・ビクスラー症候群	52	家族性地中海熱	88	グルタル酸血症2型
17	イノ吉草酸血症	53	家族性良性慢性天疱瘡	89	クロウ・深瀬症候群
18	一次性ネフローゼ症候群	54	カナバン病	90	クローン病
19	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	55	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	91	クロンカイト・カナダ症候群
20	1 p 36 欠失症候群	56	歌舞伎症候群	92	痙攣重積型（二相性）急性脳症
21	遺伝性自己炎症疾患	57	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	93	結節性硬化症
22	遺伝性ジストニア	58	カルニチン回路異常症	94	結節性多発動脈炎
23	遺伝性周期性四肢麻痺	59	加齢黄斑変性	95	血栓性血小板減少性紫斑病
24	遺伝性膝炎	60	肝型糖尿病	96	限局性皮質異形成
25	遺伝性鉄芽球性貧血	61	間質性膀胱炎（ハンナ型）	97	原発性局所多汗症
26	VATER 症候群	62	環状20番染色体症候群	98	原発性硬化性胆管炎
27	ウィーバー症候群	63	関節リウマチ	99	原発性高脂血症
28	ウィリアムズ症候群	64	完全大血管転位症	100	原発性側索硬化症
29	ウィルソン病	65	眼皮膚白皮症	101	原発性胆汁性胆管炎
30	ウエスト症候群	66	偽性副甲状腺機能低下症	102	原発性免疫不全症候群
31	ウェルナー症候群	67	ギャロウェイ・モワト症候群	103	顕微鏡の大腸炎
32	ウォルフラム症候群	68	急性壊死性脳症	104	顕微鏡的多発血管炎
33	ウルリッヒ病	69	急性網膜壊死	105	高I g D症候群
34	HTLV-1 関連脊髄症	70	球脊髄性筋萎縮症	106	好酸球性消化管疾患
35	A T R - X 症候群	71	急速進行性糸球体腎炎	107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
36	A D H 分泌異常症	72	強直性脊椎炎	108	好酸球性副鼻腔炎

109	抗糸球体基底膜腎炎	148	脂肪萎縮症	187	先天性気管狭窄症
110	後縦靭帯骨化症	149	若年性肺気腫	188	先天性魚鱗癬
111	甲状腺ホルモン不応症	150	シャルコー・マリー・トゥース病	189	先天性筋無力症候群
112	拘束型心筋症	151	重症筋無力症	190	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症
113	高チロシン血症 1 型	152	修正大血管転位症	191	先天性三尖弁狭窄症
114	高チロシン血症 2 型	153	シュワルツ・ヤンペル症候群	192	先天性腎性尿崩症
115	高チロシン血症 3 型	154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	193	先天性赤血球形成異常性貧血
116	後天性赤芽球癆	155	神経細胞移動異常症	194	先天性僧帽弁狭窄症
117	広範脊柱管狭窄症	156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	195	先天性大脳白質形成不全症
118	抗リン脂質抗体症候群	157	神経線維腫症	196	先天性肺静脈狭窄症
119	コケイン症候群	158	神経フェリチン症	197	先天性風疹症候群
120	コステロ症候群	159	神経有棘赤血球症	198	先天性副腎低形成症
121	骨形成不全症	160	進行性核上性麻痺	199	先天性副腎皮質酵素欠損症
122	骨髄異形成症候群	161	進行性骨化性線維異形成症	200	先天性ミオパチー
123	骨髄線維症	162	進行性多巣性白質脳症	201	先天性無痛無汗症
124	ゴナドトロピン分泌亢進症	163	進行性白質脳症	202	先天性葉酸吸収不全
125	5p 欠失症候群	164	進行性ミオクロームステんかん	203	前頭側頭葉変性症
126	コフィン・シリズ症候群	165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	204	早期ミオクロニー脳症
127	コフィン・ローリー症候群	166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	205	総動脈幹遺残症
128	混合性結合組織病	167	スタージ・ウェーバー症候群	206	総排泄腔遺残
129	鰓耳腎症候群	168	ステイーヴンス・ジョンソン症候群	207	総排泄腔外反症
130	再生不良性貧血	169	スミス・マギニス症候群	208	ソトス症候群
131	サイトメガロウイルス角膜内皮炎	170	スモン	209	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
132	再発性多発軟骨炎	171	脆弱 X 症候群	210	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
133	左心低形成症候群	172	脆弱 X 症候群関連疾患	211	大脳皮質基底核変性症
134	サルコイドーシス	173	正常圧水頭症	212	大理石骨病
135	三尖弁閉鎖症	174	成人スチル病	213	ダウン症候群
136	三頭酵素欠損症	175	成長ホルモン分泌亢進症	214	高安動脈炎
137	CFC 症候群	176	脊髄空洞症	215	多系統萎縮症
138	シェーグレン症候群	177	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	216	タナトフォリック骨異形成症
139	色素性乾皮症	178	脊髄髄膜瘤	217	多発血管炎性肉芽腫症
140	自己貪食空胞性ミオパチー	179	脊髄性筋萎縮症	218	多発性硬化症/視神経脊髄炎
141	自己免疫性肝炎	180	セピアブテリン還元酵素 (SR) 欠損症	219	多発性軟骨性外骨腫症
142	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	181	前眼部形成異常	220	多発性嚢胞腎
143	自己免疫性溶血性貧血	182	全身型若年性特発性関節炎	221	多脾症候群
144	四肢形成不全	183	全身性エリテマトーデス	222	タンジール病
145	シトステロール血症	184	先天異常症候群	223	単心室症
146	シトリン欠損症	185	先天性横隔膜ヘルニア	224	弾性線維性仮性黄色腫
147	紫斑病性腎炎	186	先天性核上性球麻痺	225	短腸症候群

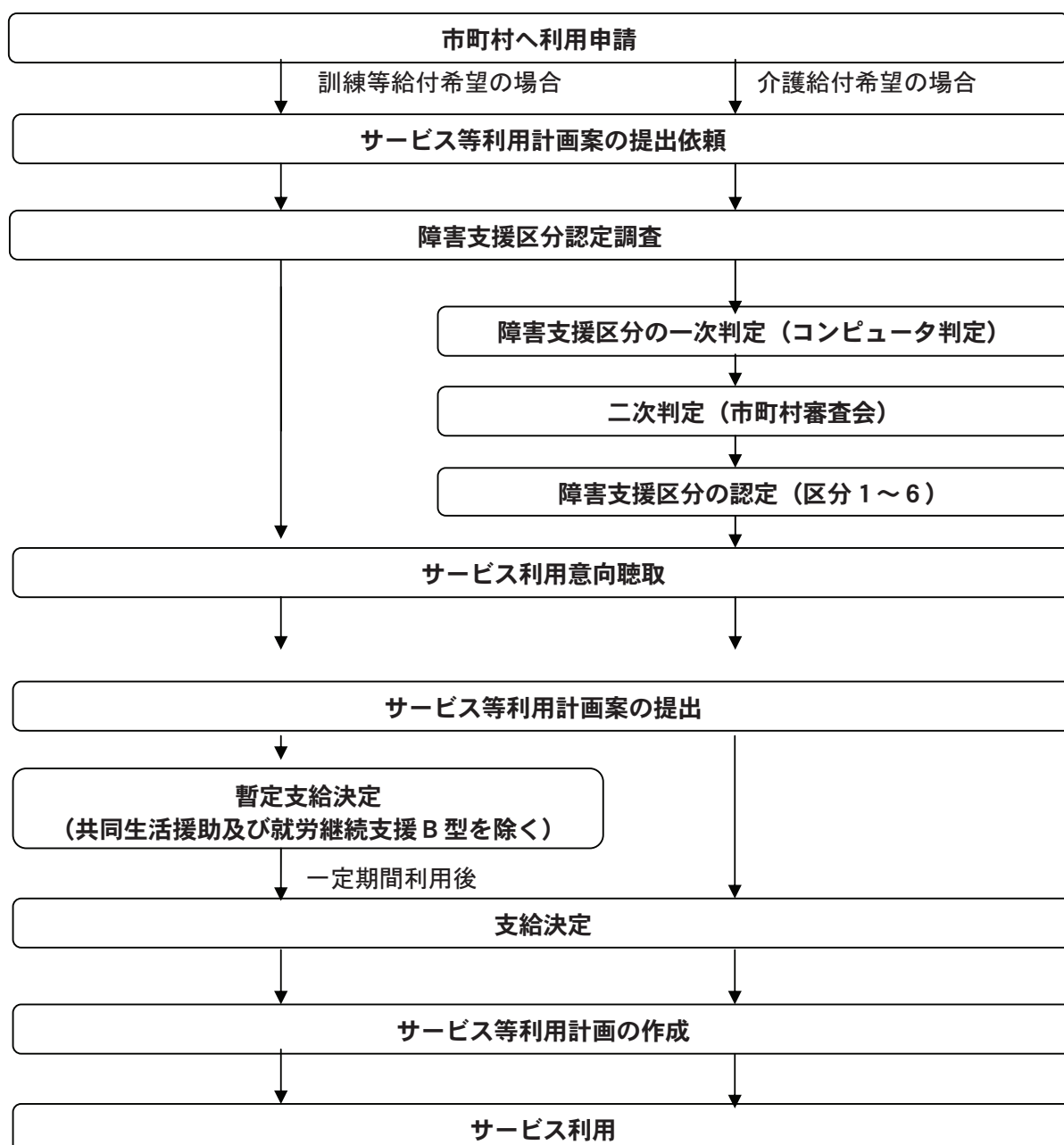
226	胆道閉鎖症	263	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	300	PRL 分泌亢進症（高プロラクチン血症）
227	遅発性内リンパ水腫	264	肺動脈性肺高血圧症	301	閉塞性細気管支炎
228	チャージ症候群	265	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	302	$\beta$ -ケトチオラーゼ欠損症
229	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	266	肺胞低換気症候群	303	ベーチェット病
230	中毒性表皮壊死症	267	バッド・キアリ症候群	304	ベスレムミオパチー
231	腸管神経節細胞僅少症	268	ハンチントン病	305	ヘパリン起因性血小板減少症
232	TSH 分泌亢進症	269	汎発性特発性骨増殖症	306	ヘモクロマトーシス
233	TNF 受容体関連周期性症候群	270	P C D H 19 関連症候群	307	ペリー症候群
234	低ホスファターゼ症	271	非ケトーシス型高グリシン血症	308	ペルーシド角膜辺縁変性症
235	天疱瘡	272	肥厚性皮膚骨膜炎	309	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
236	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	273	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	310	片側巨脳症
237	特発性拡張型心筋症	274	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	311	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
238	特発性間質性肺炎	275	肥大型心筋症	312	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠乏症
239	特発性基底核石灰化症	276	左肺動脈右肺動脈起始症	313	発作性夜間ヘモグロビン尿症
240	特発性血小板減少性紫斑病	277	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	314	ポルフィリン症
241	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る）	278	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	315	マリネスコ・シェーグレン症候群
242	特発性後天性全身性無汗症	279	ビッカースタッフ脳幹脳炎	316	マルファン症候群
243	特発性大腿骨頭壊死症	280	非典型溶血性尿毒症症候群	317	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
244	特発性門脈圧亢進症	281	非特異性多発性小腸潰瘍症	318	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
245	特発性両側性感音難聴	282	皮膚筋炎／多発性筋炎	319	慢性再発性多発性骨髄炎
246	突発性難聴	283	びまん性汎細気管支炎	320	慢性膵炎
247	ドラベ症候群	284	肥満低換気症候群	321	慢性特発性偽性腸閉塞症
248	中條・西村症候群	285	表皮水疱症	322	ミオクロニー欠神てんかん
249	那須・ハコラ病	286	ヒルシユスプルング病（全結腸型又は小腸型）	323	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
250	軟骨無形成症	287	ファイファー症候群	324	ミトコンドリア病
251	難治顔回部分発作重積型急性脳炎	288	ファロー四徴症	325	無虹彩症
252	22q11.2 欠失症候群	289	ファンコニ貧血	326	無脾症候群
253	乳幼児肝巨大血管腫	290	封入体筋炎	327	無 $\beta$ リポタンパク血症
254	尿素サイクル異常症	291	フェニルケトン尿症	328	メープルシロップ尿症
255	ヌーナン症候群	292	複合カルボキシラーゼ欠損症	329	メチルグルタコン酸尿症
256	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B 関連腎症	293	副甲状腺機能低下症	330	メチルマロン酸血症
257	脳腱黄色腫症	294	副腎白質ジストロフィー	331	メビウス症候群
258	脳表ヘモジデリン沈着症	295	副腎皮質刺激ホルモン不応症	332	メンケス病
259	膿疱性乾癬	296	ブラウ症候群	333	網膜色素変性症
260	嚢胞性線維症	297	プラダー・ウィリ症候群	334	もやもや病
261	パーキンソン病	298	プリオン病	335	モワット・ウイルソン症候群
262	バージャー病	299	プロピオン酸血症	336	薬剤性過敏症症候群

337	ヤング・シンプソン症候群	345	リジン尿性蛋白不耐症	353	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
338	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	346	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	354	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
339	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	347	両大血管右室起始症	355	レット症候群
340	4p欠失症候群	348	リンパ管腫症/ゴーハム病	356	レノックス・ガストー症候群
341	ライソゾーム病	349	リンパ脈管筋腫症	357	ロスムンド・トムソン症候群
342	ラスムッセン脳炎	350	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	358	肋骨異常を伴う先天性側弯症
343	ランゲルハンス細胞組織球症	351	ルビンシュタイン・テイビ症候群		
344	ランドウ・クレフナー症候群	352	レーベル遺伝性視神経症		

難病の情報については、難病情報センターのホームページ <http://www.nanbyou.or.jp/> を参照してください。

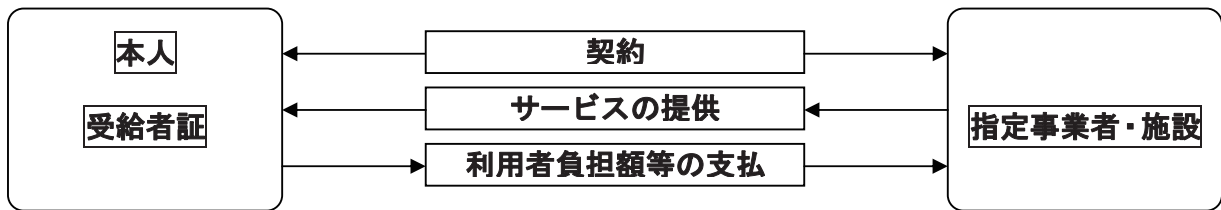
#### 4. サービスを受けるための手続き **共通**

##### ●支給申請の手続き（受給者証の交付）（18歳以上の場合）



- ① 障害福祉サービスの利用について介護給付費等の支給を受けようとする障がい者又は障がい児の保護者（以下「利用者」という。）は、居住地の市町村に対して支給申請を行います。
- ② 市町村は、利用者に対してサービス等利用計画案の提出を依頼します。
- ③ 市町村は、障害支援区分決定や支給決定のために全国共通の調査項目等について認定調査を行います。
- ④ 認定調査の結果により、障害支援区分の一次判定がなされます。その後、障がい保健福祉の有識者で構成される審査会の審議を経て障害支援区分が決まります（二次判定）。ただし、場合によっては、非該当決定となる場合もあります。
- ⑤ 市町村は、障害支援区分やサービス利用意向聴取の結果、サービス等利用計画案等を踏まえ、市町村が定める支給決定基準等に基づき、支給決定案を作成します。また、場合によっては審査会に意見を求めることがあります。
- ⑥ 市町村は、勘案事項、審査会の意見、サービス等利用計画案等を踏まえ支給決定を行い、利用者に受給者証を交付します。ただし、場合によっては不支給決定となる場合もあります。
- ⑦ 支給決定後、指定特定相談支援事業者は、サービス事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成し申請者に交付します。
- ⑧ サービス等利用計画に沿って、サービス利用が開始されます。
  - \* 訓練等給付（共同生活援助については、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴う場合を除く）及び地域相談支援給付の申請の場合は、障害支援区分の判定は行われません（認定調査は行います）。
  - \* 同行援護の申請で、身体介護を伴わない場合については、障害支援区分の判定は不要です。
  - ※ 18歳未満の障がい児の場合、保護者が申請者となります。また、原則として障害支援区分の判定は行われません。勘案事項、サービスの利用意向聴取の結果、障害児支援利用計画案などを踏まえ支給決定を行います。
  - ※ 支給決定時には、サービスの支給量、支給期間、利用者負担額などが併せて通知されます。

### ● サービス利用の手続き

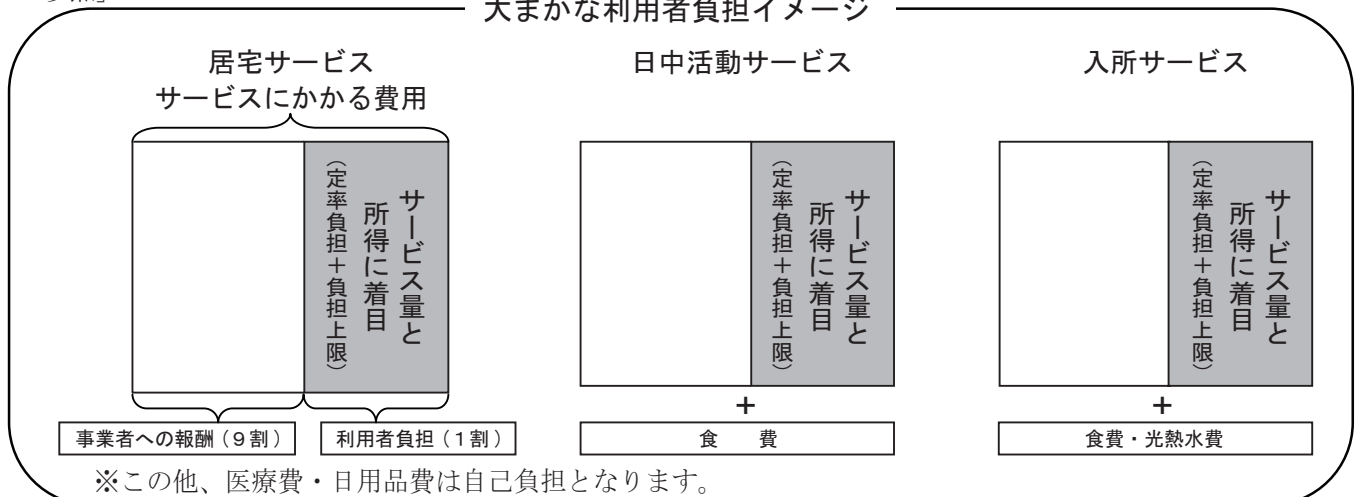


- ① 障がい者（利用者）は、事業者等にサービス利用の申込をします。事業者等はサービス利用についての重要事項などを説明します。両者合意のうえ、サービスの利用に関する契約をします。
- ② 障がい者（利用者）は、事業者等から計画に基づき、サービスの提供を受けます。
- ③ 障がい者（利用者）は、事業者等に利用者負担額等を支払います。

### 5. サービス利用負担の考え方 共通

障害福祉サービス及び補装具費を利用した際の利用者負担については、原則、利用したサービス費用（国より告示で示されます）の1割を上限とした額を負担することとなります。また、日中活動系のサービスや入所支援サービスを受けた場合には食費や光熱水費の実費部分について負担することとなります。ただし、これらの負担部分には利用者等の収入・所得等に応じて月の負担上限額が設定されるなどの様々な軽減制度があります。[以下参照]

#### 大まかな利用者負担イメージ



## (1) 月ごとの利用者負担には上限があります

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

### 【障がい者の利用者負担月額】(※20歳未満の入所施設利用者を除く。)

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円(注2)未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除きます(注3)。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

(注3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

### 【障がい児の利用者負担月額】(※20歳未満の入所施設利用者を含む。)

区分	世帯の収入状況		月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)(注4)	通所施設・ホームヘルプ利用	4,600円
		入所施設利用	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

(注4) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

なお、所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

区分	世帯の範囲
18歳以上の障がい者 (20歳未満の入所施設利用者を除く)	障がいのある方とその配偶者
障がい児 (20歳未満の入所施設利用者を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

## (2) 医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります

- 医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、従前の福祉部分定率負担額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

### (20歳以上の入所者の場合)

低所得の方は、少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。

### (20歳未満の入所者の場合)

地域で子どもを養育する世帯と同程度の負担となるよう、負担限度額を設定し、限度額を上回る額について減免を行います。

## (3) 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます

- 障がい者の場合は、障がい者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額(介護保険又は補装具費も併せて利用している場合は、介護保険又は補装具費の負担額も含む。)の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます(償還払い方式によります)。
- 障がい児が障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます(償還払いの方法によります)。

※世帯に障がい児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるよう軽減します。



#### (4) 食費等実費負担についても、減免措置が講じられます

- 入所施設の食費、光熱水費の実費負担については、53,500円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を53,500円として設定し、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。  
なお、就労等により得た収入については、24,000円までは収入として認定しません。また、24,000円を超える額については、超える額の30%は収入として認定しません。
- 20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する費用（低所得世帯、一般1は50,000円、一般2は79,000円）と同様の負担となるように補足給付が行われます。※所得要件はありません。
- グループホームの利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額10,000円を上限に補足給付が行われます。※市町村民税非課税世帯が対象です。  
詳しくはお住まいの市役所、町村役場の担当課にお問い合わせください。

#### (5) 生活保護への移行防止策が講じられます

- こうした負担軽減策を講じても、自己負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで自己負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。